

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 7 月 27 日（金）第2824号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則（※）
（生活衛生課取扱い） 1

告 示

- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 3
○有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 3
○被災者生活再建支援法に基づく自然災害の認定（社会福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 4
○土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 5
○県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 5
○公共測量の実施（監理課取扱い） 6
○公共測量の終了（監理課取扱い） 6
○土地収用法による収用又は使用の手続の開始（監理課取扱い） 6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 6
○指定管理者の指定（危機管理防災課取扱い） 7
○指定管理者の変更事項の届出（危機管理防災課取扱い） 7
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 7
（南薩地域振興局取扱い） 7
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（3件）
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
（大隅地域振興局取扱い） 8

公 告

- 一般競争入札公告（薬務課取扱い） 9
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）
（商工政策課取扱い） 11
○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 13
○一般競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 13
○一般競争入札公告（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 15

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 18

規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第51号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則
(理容師法施行細則の一部改正)

第 1 条 理容師法施行細則 (平成10年鹿児島県規則第46号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

収入証紙ちょう付欄						
所 長	次 長	主管課長	係 長	係	添付書類確認	

を

に、

収入証紙貼付欄					
所 長			係 長	係	添付書類確認

「**いすの台数**」を「**椅子の台数**」に、「外国人登録法の規定による市町村長の登録済証明書」を「住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第 2 条 美容師法施行細則 (平成10年鹿児島県規則第47号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

収入証紙ちょう付欄						
所 長	次 長	主管課長	係 長	係	添付書類確認	

を

に、

収入証紙貼付欄					
所 長			係 長	係	添付書類確認

「**セットいす**
ドライヤーいす
洗髪いす
セットいす間」を「**セット椅子**
ドライヤー椅子
洗髪椅子
セット椅子間」に、「外国人登録法の規定による市町村

長の登録済証明書」を「住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の理容師法施行細則別記第 1 号様式又は第 2 条の規定による改正前の美容師法施行細則別記第 1 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第874号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8135	平成24年	映 画	性欲タクシー 走る車内で	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8136	7月19日		老舗旅館の仲居たち 不倫混浴風呂	新日本映像		
8137			人妻の恥臭 めめる股ぐら	オーピー映画		
8138			初夜の前日 他の男に抱かれる花嫁	新東宝映画		
8139			人妻のじかん 夫以外と寝る時	新日本映像		
8140			美女家庭教師の谷間レッスン	オーピー映画		
8141			レズ夫人 狂った下半身	新東宝映画		
8142			痴漢体験 くわえる股ぐら	新東宝映画		
8143			義父の求愛 やわ肌を這う舌	オーピー映画		

鹿児島県告示第875号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24706	平成24年	雑 誌	miniパラ	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	7月19日		8月号 08493-8			
24707			無敵恋愛エスガール	ぶんか社		
			8月号 08577-8			
24708			Young Love Comic	宙出版		
			aya			
			8月号 18815-08			
24709			恋愛Revolutionラブレボ	宙出版		
			8月号 19667-08			
24710			微熱SUPERデラックス	セブン新社		
			8月号 07689-08			
24711			恋愛宣言PINKY	秋水社		
			Vol.13 15166-08			
24712			快樂天	ワニマガジン社		
			8月号 13877-8			
24713		COMIC 華漫	ワニマガジン社			
		8月号 03777-8				
24714		COMIC キャノプリ	ジーオーティー			
		8月号 12955-08				
24715		COMIC ペンギンクラブ	富士美出版			
		8月号 07913-8				
24716		COMIC バズーカ	富士美出版			
		8月号 03949-8				
24717		漫画ばんがいち	コアマガジン			
		8月号 18295-08				
24718		コミック JUNE	ジュネット			

		8 月 号	13703-08		
--	--	-------	----------	--	--

鹿児島県告示第876号

平成24年 6 月 27 日に肝付町の区域内において発生した平成24年梅雨前線による大雨災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第877号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護彩加里	出水市高尾野町 下水流2280-3	株式会社蒼風	出水市大野原町 742番地	窪 英二	平成24年 7 月 1 日	訪問介護
デイサービス彩加里	出水市高尾野町 下水流2280-3	株式会社蒼風	出水市大野原町 742番地	窪 英二	平成24年 7 月 1 日	通所介護

鹿児島県告示第878号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護彩加里	出水市高尾野町 下水流2280-3	株式会社蒼風	出水市大野原町 742番地	窪 英二	平成24年 7 月 1 日	介護予防 訪問介護
デイサービス彩加里	出水市高尾野町 下水流2280-3	株式会社蒼風	出水市大野原町 742番地	窪 英二	平成24年 7 月 1 日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第879号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年 7 月 27 日から同年 8 月 10 日まで高山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町波見1753番地 2 下福忠之
肝属郡肝付町波見2068番地 谷山敏男
肝属郡肝付町波見2168番地 9 下山岩美
- 2 加入区
高山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
高山漁業協同組合

鹿児島県告示第880号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、有明町土地改良区の役員
の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の名及び住所

理事 立山 武雄 志布志市有明町山重11293番地 1
理事 中室 昭大 志布志市有明町伊崎田607番地 4
理事 吉国 敏郎 志布志市有明町野神3490番地 3
理事 平松 保 志布志市有明町野神967番地 2
理事 丸目 秀明 志布志市有明町野神900番地 1
理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
理事 國重 良男 志布志市有明町伊崎田8882番地
理事 南川 敏弘 志布志市有明町伊崎田7614番地
理事 鎌下 和雄 志布志市有明町蓬原2073番地
理事 峯崎 善通 志布志市有明町原田511番地
監事 有村 勉 志布志市有明町伊崎田843番地
監事 中崎 秀雄 志布志市有明町原田1644番地 3
監事 草尾幸八郎 志布志市有明町野神1681番地
(任期 平成21年3月21日から平成25年3月20日まで)

2 退任した役員の名及び住所

理事 山重 國則 志布志市有明町原田1437番地 1
理事 上野 紀男 志布志市有明町蓬原3286番地
理事 吉国 敏郎 志布志市有明町野神3490番地 3
理事 立山 武雄 志布志市有明町山重11293番地 1
理事 平松 保 志布志市有明町野神967番地 2
理事 丸目 秀明 志布志市有明町野神900番地 1
理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
理事 國重 良男 志布志市有明町伊崎田8882番地
理事 南川 敏弘 志布志市有明町伊崎田7614番地
理事 中室 昭大 志布志市有明町伊崎田607番地 4
理事 稲付 道憲 志布志市有明町蓬原329番地 1
監事 中崎 秀雄 志布志市有明町原田1644番地 3
監事 草尾幸八郎 志布志市有明町野神1681番地
監事 有村 勉 志布志市有明町伊崎田843番地

鹿児島県告示第881号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備
（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び土層改良）第二尾母地区の計画を定め
たので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児
島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年7月30日から同年8月24日まで

3 縦覧場所

徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第882号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州農政局徳之島用水農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（徳之島用水農業水利事業基準点設置）
- 2 作業の期間 平成24年 7 月 18日から同年 9 月 1 日まで
- 3 作業の地域 天城町

鹿児島県告示第883号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成23年 9 月 26日鹿児島県告示第948号で告示した公共測量の実施は、平成24年 3 月 9 日終了した旨の通知があった。
平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第884号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、起業者から、収用又は使用の手続を保留した土地について、次のとおりその手続を開始する旨の申立てがあった。
平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上地内から曾於市大隅町荒谷字荒谷地内までの間及び鹿児島県曾於市大隅町大谷字乗田地内から同市大隅町岩川字鳥居川地内までの間）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
鹿屋市串良町細山田字山之上、字十三塚、字持土、字堀込、字石縊、字夏迫、字堂田、字地藏免、字平木及び字木場田地内
曾於郡大崎町野方字若松、字後迫、字山崎及び字上ノ迫地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
鹿屋市串良町細山田字十三塚、字石縊、字夏迫、字堂田、字地藏免、字平木及び字木場田地内
曾於郡大崎町野方字若松、字後迫、字山崎及び字上ノ迫地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
鹿屋市役所都市政策課及び大崎町役場建設課

鹿児島県告示第885号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。
平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
猪 鹿 倉 地 区	次に掲げる標柱の1号から9号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と9号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域

	標柱	標柱の所在地
	1号 8号 9号	肝属郡錦江町田代川原字堂前6197番1
	2号	肝属郡錦江町田代川原字川路6227番1
	3号	肝属郡錦江町田代川原字川路6230番
	4号	肝属郡錦江町田代川原字川路6237番
	5号 6号 7号	肝属郡錦江町田代川原字竹原6155番

鹿児島県告示第886号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県防災研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人鹿児島県消防協会
始良市平松6252番地
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

鹿児島県告示第887号

鹿児島県公の施設に関する条例施行規則（平成17年鹿児島県規則第74号）第5条第2項の規定により、鹿児島県防災研修センターの指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般財団法人鹿児島県消防協会
始良市平松6252番地
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	財団法人鹿児島県消防協会	一般財団法人鹿児島県消防協会	平成24年4月1日

鹿児島地域振興局告示第56号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年7月27日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス・デフキッズ	鹿児島市草牟田二丁目31番2号	特定非営利活動法人NPOデフNetworkかごしま	鹿児島市草牟田町5番22号大和通信ビル1F	澤田 利江	平成24年7月1日	放課後等デイサービス

南薩地域振興局告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年7月27日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
心身障害児通園事業施設療育センターあおぞら	南九州市川辺町田部田4862-3	医療法人菊野会	南九州市川辺町平山3815	菊野 光郎	平成24年7月1日	児童発達支援・放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第38号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成24年7月27日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
伊佐市子ども発達支援センター通園事業たんぼぼ	伊佐市大口上町46番地1	伊佐市	伊佐市大口里1888番地	隈元 新	平成24年6月30日	放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第39号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年7月27日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ	伊佐市大口上町46番地1	伊佐市	伊佐市大口里1888番地	隈元 新	平成24年7月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年7月27日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援センターめぶき園	肝属郡肝付町富山1682番地	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	野村 碩夫	平成24年6月1日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年 7 月 27 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
学童療育のうと	肝属郡肝付町後田5501番地	社会福祉法人天会上会	肝属郡肝付町後田5501番地	野村 碩夫	平成24年 6月1日	放課後等 デイサー ビス

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 7 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
薬務行政事務オンラインシステムの改修事業に係る機器等の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年 9 月 28 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成24年10月 1 日から平成29年 9 月 30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月8日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県保健福祉部薬務課薬務係
鹿児島市鴨池新町10番1号

(イ) 交付期限 平成24年8月3日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格
設定しない。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県保健福祉部薬務課薬務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2806
ファックス番号 099-286-5564

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年7月27日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リナシティかのや
鹿屋市大手町1番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成23年12月28日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成23年12月28日
- 3 意見の概要
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりさつま町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年7月27日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
宮之城片倉フィラチャー
薩摩郡さつま町宮之城屋地1495番地1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年2月8日
- 3 意見の概要
特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年7月27日から1月間、

鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー上荒田店

鹿児島市上荒田町26番4 外5筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成24年3月2日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。

(2) 駐車場について

ア 道路の路面外に設置され、駐車のために供する部分が500㎡以上の誰でも自由に利用できる駐車場については、構造及び設備について駐車場法第11条に定める技術的基準の適用を受ける。店舗利用者の駐車場である場合でも、専用駐車場であるとの明示をするとともに、管理人等が一般の利用を排除するなどしない場合には、専用駐車場とはみなされない。本件駐車場についても、専用駐車場としての措置を行わない場合には、駐車場法における技術的基準の適用を受けることとなるので、十分留意すること。

イ 専用駐車場としての措置を行う場合にも、駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとすること。

ウ 上記の要件に加え、当該駐車場を都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条により駐車場の設置や変更等を鹿児島市長に届け出ることが必要となるので、十分留意すること。

エ 本届出の駐輪場の計画に関しては、別途、本市条例に基づく附置義務自転車等駐車場設置届出が必要となるので、附置義務自転車等駐車場設置届出を行うこと。

(3) 建物について

ア 当計画地は、近隣商業地域及び第1種住居地域に指定されており、また、近隣商業地域の範囲については準防火地域が指定されていることから、建築物の建築に際しては、建築基準法などの関係法令等を遵守すること。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。また、屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとすること。

「大規模小売店舗届出書」に景観への配慮に、「特になし」と記載されているが、本市景観計画に定めた景観形成基準に基づき景観への配慮をすること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び本市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

イ 本市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機、送風機）を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、室外機等の設置場所については、付近の状況に配慮し、適切な場所を選定すること。

ウ 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上である場合、本市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

エ 配送車等の通行は経路、時間帯を考慮し、騒音、振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。

オ 開発区域の周辺住民・事業者に対して、事前に工事・予定建築物等を十分説明するとともに開発中及び開発後において、苦情の申し立てがあったときは誠意をもって対処すること。

カ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか確認をして委託すること。

キ 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。

ク 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。

ケ 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

(5) その他

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年7月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市蒲生町下久徳字簡原773番1, 774番1及び775番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブーン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪隆一

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成24年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成24年7月27日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
 - (1) 種類
物品（医療機器類）の借入
 - (2) 名称
核医学診断システムフルメンテナンス付き長期継続賃貸借契約 一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県

告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の賃貸業の許可を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成24年 7 月 30 日から同年 8 月 21 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により入札参加資格を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない者

ウ 営業開始後 2 年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後 2 年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

エ 暴力団

オ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から翌年の12月31日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 7 月 27 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等の名称及び数量

核医学診断システムフルメンテナンス付き長期継続賃貸借契約 一式

(2) 借入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター

(5) 借入期間

平成24年10月 1 日から平成30年 9 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（平成24年7月27日鹿児島県公報第2824号登載）により示した核医学診断システムフルメンテナンス付き長期継続賃貸借に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年9月4日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年9月5日 午前10時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂（2階）

(6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Gamma Camera under long-term continuance lease with fullmaintenance:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 4 September 2012
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Division
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
1-8-8 Fudamoto,Kanoya City,Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan
TEL 0994-42-5101
FAX 0994-44-3944

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年7月27日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備業務1級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成24年10月27日（土）午前9時から午後5時まで。ただし，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - (3) 受検定員
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受験申込者を含むものとし，受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち，次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
 - (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として，都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定試験の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関する事。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関する事。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成24年9月18日（火）から同月28日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
 - オ 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3(1)に該当する場合に限る。） 1通
 - カ 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3(2)に該当する場合に限る。） 1通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
- 14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 問合せ先
- 本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。